

第 103 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 5 年 9 月 7 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

2 開催場所

盛岡市内丸 11 番 1 号 盛岡地区合同庁舎 8 階 大会議室

3 出席者

【委員 9 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩（会長）

伊 藤 絹 子

大河原 正 文

大 嶋 江利子（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢（リモート）

永 幡 幸 司

平 井 勇 介（リモート）

前 田 琢

【事務局】

環境保全課総括課長

加 藤 研 史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

【事業者】

稲庭ウインド合同会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 5 名・リモート 4 名の計 9 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

（仮称）稲庭風力発電事業 環境影響評価準備書について

[伊藤歩会長]

それでは、議事の「（仮称）稲庭風力発電事業 環境影響評価準備書」の審議に入ります。

初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

（環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。）

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。

まず、事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外のところで、改めてお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。なお、事業者の方は発言する際に、所属と御名前を述べてから、発言をお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、いかがでしょうか。

[永幡委員]

騒音の4番のところで、資料で計算していただいて問題のなさそうな数値には見えますが、等価騒音レベルだけ出されていますけれども、騒音規制法の絡みで考えるのであれば、 L_{A5} が必要だと考えますがいかがでしょうか。

[伊藤歩会長]

お願いします。

[事業者]

稲庭ウインド合同会社の小金と申します。本件につきましては、アジア航測さんに回答をお願いします。

[コンサル]

アジア航測の椿から回答します。実際にこの度 L_{A5} については計算を行っていないので、今この場でこのような数値になっていますとはお答えできないのですが、そちらについては今後対応等について検討させていただきたいと考えます。

[永幡委員]

法律との絡みで考えていくのであれば、むしろ L_{Aeq} よりも、騒音規制法と比べるために L_{A5} がないと話にならないですね。それがあつたうえで、 L_{Aeq} はどちらかという住民との環境コミュニケーションのために計算した方が望ましいということで、そちらだけ出されていると評価せざるを得ないと思います。

[コンサル]

アジア航測の吉橋でございます。一点確認ですが、騒音規制法の数値ですが、特定建設作業の数値で、敷地境界で 85dB と考えてよろしいでしょうか。

[永幡委員]

基本的にはそれでいいのですが、2つの観点で今回のアセスの資料を作る必要があると考えていて、1つはもちろん法律との絡みですけれども、もう1つは住民が自分たちにどれくらい被害が起こるのだろうかということを知りたいわけですから。そのために住民のところでどうなのかという値を一方で必

要だと考えています。 L_{A5} がなぜ必要かというのは、結局のところ突発的な音が大きく出るのがどこまであるのかということで、例えば、睡眠妨害に関わります。昼寝などしているときに起きてしまうのかどうかということを知りたいければ L_{A5} の値がないと分からないし、 L_{Aeq} は全体的にそこにどれだけエネルギーが出ているかということで、いわゆる環境基準とかはそちらをベースで日本国内では定められています。それとの対応についてはそちらを見た方が分かりやすいということで、両方とも何のための指標かというのは異なるものです。

[コンサル]

そうしますと、クレーンをやっている敷地境界のところの特定建設作業の騒音の値と 85dB を比べて、なおかつ住民の方の数値を L_{A5} で知りたいということによろしいでしょうか。

[永幡委員]

結局、敷地のところで騒音規制法の値を超えなければ住民のところでも大丈夫でしょうという発想でこの議論は作られていると思うのですが、その意味では敷地境界のところを使っている値だけ計算しても十分かもしれません。

[コンサル]

分かりました。敷地境界で一応出してみまして、恐らく 85dB を超えることはないと思いますが、住宅の方がどうなのかということを出して対応したいと思います。

[永幡委員]

次に 5 番の追加質問に対する回答ですが、要請限度に関して最低限守るべき基準という書き方をされていますけれども、最低限守るべき基準ではなくて、これはあってはならないものです。そのようなものと比べてどうかという議論すべきではないです。要請限度は守っているから大丈夫ということはそもそも述べてはいけないことだと思います。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。要請限度は一つの区切りとして設定させていただいたということです。実際には、今回の調査結果を踏まえて、例えば集落の近辺では工事用車両の減速を図り、それにより騒音の低減を図るなど確実に対応させていただきます。

[永幡委員]

評価書の段階でこの表現は止めていただきたいと思います。

[コンサル]

はい、検討します。

[永幡委員]

続けて 6 番は資料として出していただいたのでいいと思いますが、7 番のところ、そもそも区分

が騒音となっているのが間違いで、ここは人と自然との触れ合いの活動の場です。それで議論が噛み合っていないと思うのですが、7番の追加に対する事業者回答で、「風車の影については国内基準が無いため環境省が整理した情報に基づき海外基準を採用している一方、騒音については国内基準があるため海外の基準を採用する客観的な理由が無く、国内基準を採用しております。」とありますけれども、これは人と自然との触れ合いの活動の場で静けさが必要であることに関しては国内の基準はないというのが正しいです。基準があるのはあくまでも騒音の枠組みの中で見る騒音のことで、これは環境省側にも問題があると私は思っていますけれども、人と自然との触れ合いの活動の場について静穏性をきちんと調べなさいと環境省資料の中に書かれているにも関わらず、それに対してどのような基準で評価しなさいということは、私の知る限り公式なところで具体的なやり方が書かれていないのは事実だと思います。その意味で片手落ちのところは一方で事実ですが、ただし、調べなさいと言われているのは間違いなく書かれていて、かつ国内の基準はないという状況なので、風車の影について国内基準がないから海外基準を採用しているということと同じように考えるならば、人と自然との触れ合いの活動の場についても、海外ではこのような指針で動いていて、それに対して自分のところではどうやるかという議論は必要だと思います。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。今の御指摘の点ですが、人と自然との触れ合いの活動の場に対する環境省の基準は示されていないということは同じ認識です。そのうえでどのように評価したらいいかといったところは、今御指摘いただいたとおり、本来であれば環境省ないし行政でお示しいただいた指針があればそれに従って対応を図って参るということです。現状で事業者として取り得る方法としまして、人と自然との触れ合いの活動の場に関してそういう御意見が出るだろうということも踏まえて現地調査を行ってまいりましたので、そちらの現地調査の結果を踏まえて、今回予測結果を別添資料として示させていただいたところでございます。

[永幡委員]

別添資料No.1-5の41ページのことを指しているのでしょうか。

[コンサル]

はい、そうです。

[永幡委員]

環境基準でそもそも議論する自体からナンセンスだという話をしております。

[コンサル]

その点については御指摘のとおりだと思いますが、先ほど委員の方から国として人と自然との触れ合いの活動の場における騒音の基準値がないとおっしゃっていただきましたので、その状況で現状としてはある材料で評価をひとまずさせていただいたということです。

[永幡委員]

それであれば、同じような言い方で風車の影のところについても、日本にはないと言えればいいだけで、それをせずに何か調べなければならないのであれば、少なくとも科学的知見として知られているものの中の使えるものに関して評価したうえで、このように増えますと示すのが必要ではないですか。

[コンサル]

現状入手できる資料で対応させていただいたところでございます。もしこれで足りないといった辺りは今後対応を図らせていただきたいと思います。

[永幡委員]

入手しやすい資料で音響学会誌の一番新しいもので、こういう資料がありますとまとめたものがありますので、ぜひ読んでください。音響学会誌であればどこでも簡単に手に入ります。

[コンサル]

承知しました。勉強させていただきます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。前田委員よろしくお願いします。

[前田委員]

19番と20番ですが、ここで指摘したのは鳥類の衝突確率の評価についてです。簡単に言いますと、各種類について衝突確率の数値を出しておりますが、その評価として数値が低かったものは影響が小さいと書かれておりました、数値が大きかったものについては科学的知見の蓄積が十分でなく予測に不確実性があるとして事後調査をするとなっている。不確実性があるというならば、小さい予測が出たものも不確実だからもしかしたら重大な影響があるかもしれないと考えるのが普通ですが、小さいものについてはそれをしない。大きく出たものだけ不確実としてとり合わないという公平性を欠く評価をされているということを指摘しました。それに対する答えが噛み合っていないので、何度も質問を繰り返したのですが、最終的に衝突確率というのは不確実だというように思われているようです。不確実で、つまり当てにならないと考えられているのであれば、なぜこんな計算をして出しているのか。そして小さいものはそのまま受け入れているのか。その矛盾がまだ解決しておりませんので、その点について見解をお聞かせいただきたいと思います。

[コンサル]

アジア航測の吉橋でございます。衝突確率の不確実性のところは、環境省モデルと球体モデルで計算をしているのですが、それぞれ数値が倍近く違っているところができておりました、同じデータを使っているのですが、そういう違う数値が出てきているということで不確実性というものをお示ししております。それにつきまして、不確実性ということがありますので、事後調査を実施しまして、著しい影響が予測された場合は更なる措置を検討することにしております。確率の少ないものについては影響がかなり低減されるということは分かりますので、それにつきましては影響

が低減されるとしております。準備書の 787 ページにはハクチョウ類ですが数値が出ておまして、環境省モデルは 0.076 個体／年、球体モデルは 0.227 個体／年ということで、同じデータを使っているのですが、これだけ差が出てきて不確実性が出てしまうということです。

[前田委員]

今お聞きして、衝突確率の指標を理解されていないということが分かりました。モデルとして環境省モデルと球体モデルの 2 つありますが、これは確率の指標の求め方が異なる 2 つのやり方があるということで、当然数字が違ってくるのは当たり前です。この違う指標同士を比べるのではなく、同じ指標で出た値の大小を比べて考察するものです。この 2 つの指標が違っていることをもって不確実性があるというのは全くナンセンスな話でして、そこは理解不足なのかなと思います。不確実性というのはこの指標自体のいろいろな過程で計算されていることが不確実の元になるということとはどなたでも理解しております。ただそれでもこういった指標があることによって目安として使えるということで、全ての事業でこの数字を使って評価しているわけです。そのところをきちんと理解して、正しい評価に書き換えていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者さんはよろしいでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。正しい評価に書き換えるという御指摘をいただきましたので、こちらについては、今後有識者に相談したうえで検討させていただきます。

[前田委員]

それでいきますと、非常に高い衝突確率がいくつかの種で出ております。例えば、ある種では 20 年間に 1.8 個体、つまり 20 年のうちに 1 つがいが消滅する。他の事業と比べても数字が明らかに高いというのははっきりしているわけです。ここまで出ているのに対して、対策として事後調査を実施するということが全てにおいて書かれているのですが、事後調査というのは保全措置ではありません。事後調査をすればそれで済むという話になっているところ自体がおかしい。これは資料 No.1-3 の意見の概要と事業者の見解の中でコウモリについて書かれており、その中で同じような指摘が出ておまして、事後調査をすればそれで済むという対策は全く検討違いですので、それも併せてやり直していただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者さんいかがでしょうか。

[コンサル]

今御指摘の点を踏まえて、この度の準備書につきましても事前に有識者の専門家の先生に御覧いただいたうえでお示しはしているのですが、再度確認のうえ対応をさせていただきます。

[伊藤歩会長]

有識者というのは地元の専門家が含まれているということによろしいでしょうか。

[コンサル]

はい、そのとおりです。

[伊藤歩会長]

前田委員よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

[前田委員]

続いて 23 番です。ここではホオアカという鳥が確認されておりまして、事業を行う場所のすぐそばにいて、おそらく繁殖しているだろうというデータがあります。ホオアカは県内でも生息地が少なくなっておりまして、レッドデー3 タブックではDランクですけれども、次に改訂されるものではより高いランクになるという絶滅が危惧されておりまして、ぜひこれを存続できるようにしていただきたいと思います。事前質問に対する回答は、改変区域に生息場所がかかっていないから大丈夫ということですが、ここで言う改変区域ということを考えますと、いわゆる風車が建つ土台の部分、土を掘ってコンクリートを流す部分を改変区域とされていると読めるのですが、まずはこの理解でよろしいでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の吉橋でございます。基礎の部分と管理用道路の部分は改変区域に入ります。

[前田委員]

分かりました。要するに地表面をいじる部分という意味だと思いましたが、植物であれば改変区域にかからなければ、その個体は残るだろうということは当然予想されますが、ホオアカは鳥なので生息地がある程度広いし、改変区域でなくても 200m位の巨大な建造物が建てられると様々な影響を受け生息地を放棄してしまうということは当然考えられます。ですから改変区域は鳥に対しては、木を切ったり草を刈ったりする部分だけでなく、周辺にも影響が及ぶということも当然考えなければいけません。ホオアカが確認された地点は、改変区域の風車が建つ近傍に当たりますので、当然影響を受けて生息しなくなってしまうことが予想されます。ここは風車の配置を見直すなどの保全が必要となってくると考えますので、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者さんのお考えはいかがでしょう。

[事業者]

稲庭ウインド合同会社の小金でございます。風車の配置というのは、風を測って、地形をみてやっていますので、なかなか風車の配置を変えることはできません。したがって、環境への影響をいかに小さくするかというのを考えてやっていきたいと思っています。

[前田委員]

まだ配置は変えられると思います。もしどうしても変えられなければ、そのところは建設を止めるという手段がありますので、それに対応をお願いします。

[事業者]

先ほど言いましたけれども、風速とか地形とか全て考慮しています。それと風力発電事業ですので、経済性というのもあり、32基設置するということで進めてきておりますので、風車の位置を変えたり、風車を削減したりするということは今のところはできません。したがって、いかに環境への影響を少なくするかということを十分に考えてやっていきたいと思います。

[前田委員]

他の手法でできる場合もありますけれども、風車の位置を変えなければできない保全もありますので、その必要が出た場合はそうしなければなりません。それがどうしてもできないということならば、そもそも事業はここではできないという判断になりますので、そのように理解しておいてください。

[事業者]

繰り返しになりますけれども、環境影響を極力低減するということを考えて検討していきます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。どのようにして環境の影響を低減されるつもりですか。

[事業者]

今まで調査したことを有識者の先生方やコンサルタントのアジア航測、県の環境保全課の方々と相談しながらやっていきたいと思います。

[伊藤歩会長]

今、有識者の方がこういう御発言をしていると思いますが、その御発言を参考にされないということではよろしいでしょうか。

[事業者]

もちろん参考にはしますが、有識者の方は他にもいらっしゃいますので、いろんな方の意見を聴いてやっていきたいと思います。

[伊藤歩会長]

具体的にはどういう対策をとられるのでしょうか。

[事業者]

具体的にはと言いますが、今まで環境への調査をやっていますので、その調査をよく見てそ

れに基づいてやっていきますので、今具体的なものについてはないという状況です。

[伊藤歩会長]

今はそういうお考えはお持ちではないということでしょうか。

[事業者]

そうです。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他にいかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

鳥類についてはあまり詳しくないのですが、24番に対するお答えで、鳥の渡りの問題で分断されるのではないかとということで質問させていただいたのですが、それに対しては南北方向に渡ることが予想されるということが書かれていて、そのため全体としては平行に飛翔するので分断されないと思いますという御回答ですけれども、こういう知見はあるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

[コンサル]

アジア航測の吉橋でございます。特に知見というのはおそらくないと思いますが、現地調査をしている段階で、渡りですので、北方向、南方向に渡っていくような確認ができておりますので、それを基に予測しております。

[伊藤絹子委員]

現地調査の結果なのですね。

[コンサル]

風車があるところ以外で、南北に渡っていく鳥がありますし、当然東西に渡っていく鳥もあるので、風車があるところだけを通過するという状態ではございませんので、分断という形ではなく南北方向へ主な飛翔がありますので、そこで平行に飛んでいるということで分断はないだろうということで予測しております。

[伊藤絹子委員]

全体としてはそういう傾向だと思いますが、鳥類としては風向きとか風の強さで恐らく変えると思うのですが、そういうことはあまり観察されなかったと考えていいですか。

[コンサル]

なかには東に行ったり西に行ったりということはございますけれども、対象事業実施区域があるところ以外でも当然ながら飛んでおり、そこだけ集中して飛んでいるわけではございません。それから東の方の外れに1地点、調査地点を設けておりまして、そこで鳥の動きを見ておりまして、そちらで

も渡り鳥が確認されていますので、そこだけ通っているわけではないという状況です。

[伊藤絹子委員]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

他にありますでしょうか。

[大河原委員]

13番、14番のところですが、雨量の設定のところ、10年確率雨量で想定しているということが書かれていて、回答にも岩手県でそういうこととされているからということで御回答いただいているのですが、昨今の例えば7月の秋田の記録的大雨ですが、私もあの時調べに行っているのですが、ああいうのが最近頻発されるようになっていて、例えばここで言っている時間雨量 38.7mm/h ですが、もう最近では100mm/h 超えというのがここ岩手県でも今年もあって、そういうところから見ると2倍で済まないくらい降っているのが頻発している状況です。10年確率に重きを置くというのは、本技術審査会の目的のところ、最初にありましたとおり、環境影響を回避・低減するために最大の努力をしているかを審査することが目的なので、そういったところに照らし合わせたときにこれでよろしいのでしょうか。今後この数字が見直され、増える方向で変わっていくと思うので、これの何倍すればいいというのはおそらく今国の方でも検討していると思うので、なかなか難しいとは思いますが、これより多い雨量をベースにするというのは考えられないのでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の椿が回答します。御質問御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、先日も秋田県と岩手県で非常に大きな豪雨があったことは認識しておりまして、その点はアジア航測の立場ですけれども、事業者様も危惧されているところだと思います。そのうえでこの数値をどうするかというところは、今この数値であればということは正直持ち合わせておりませんので、この数値にしますということはこの場ではできなのですけれども、検討させていただきたい。あと、このような言い方は非常に恐縮なのですが、確かに御指摘のとおり、この雨量の議論というのは経済産業省の顧問会で盛んに出る話として、確かに災害という観点から考えると雨量の設定を高くするというのはあるのはそのとおりです。一方で環境影響評価の濁水という観点で考えた場合は、例えば 50mm/h とか 100mm/h の雨量があれば、それは事業とは関係なく土砂は山から流出いたします。御承知のとおり大雨が降っているときに川を見れば、川の水は茶色になったりしますので、事業から切り離して土砂災害防止を図る必要があります。実際に、環境影響評価の事業のタイプは別ですけれども、例えば空港とかのいわゆる面開発事業においても同じようにされます。面開発事業のマニュアルにおいては、雨量の設定の考え方は大体 3mm/h～5mm/h というのが一般的な考え方です。これは環境影響評価に照らし合わせてみれば、その方が我々が日頃体験するような 2mm/h とか 3mm/h とか普通に降っている雨であっても土砂流出しませんよねというのは通常のアセスの考え方です。雨量が少ない方が適切ですと申し上げているわけではなくて、本来の環境アセスメントとしてはそういった普通の雨であっても土砂が流出しないように土木施工するというのが本来の考え方ですので、それを踏まえたうえで、今

御指摘いただいた災害級の雨の際に土砂の流出が当然増えますので、その時どうするかということは、今後相談しながら考えさせていただきたいというお答えになります。

[大河原委員]

この地区は資料にもありますとおり、軽石質火山砕屑物ということで、少し流れてきた土砂が沈砂池に沈まないで浮いて、少量の雨量でも流れ出る可能性が比較的ある地区なので、そういったことも念頭に入れて検討していただければと思います。

[コンサル]

御指摘御指導いただきましてありがとうございます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

32番のところですが、準備書では138ページに関連することですが、食物連鎖について、水域の生態系も結びつきが強く、水域と陸域は連携性があるので、そこを含めて書いていただけないかという意見を出しましたけれども、それに対して水域は改変しないので、陸域だけの食物連鎖にしましたという御回答でした。準備書の138ページの最初に書いてあるとおり、地域の生態系を総合的に把握するためというようなことが書かれていますので、生態系全体を網羅するというのは非常に複雑ですし、大変なことではあるのですが、食物連鎖はある程度概要として表すことができますので、水域を全く無視されるというのはこの地域の生態系を理解するうえでは、少し足りないのではないかなと今も感じています。こういう風力発電事業で再生可能エネルギーを推進するという大きな目的は、やはり自然を大事にしながら、エネルギー利用を持続可能なものにしようという理念の元にありますので、その自然環境生態系というものを正しくということは少し難しいかもしれませんが、なるべく詳細に理解したうえで、環境の保全をしながら事業を進めていくという姿勢が問われていると思うのですが、その辺についてはこの回答からは、改変しないから入れませんというすごく強いメッセージを受けたような気がしまして、すごく残念ですが、そのところを事業者さんはどのようにお考えでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。御指摘いただきましてありがとうございます。確かに水域については、稲庭事業の場所はもう現地を御覧いただいているのでよくご存じだと思うのですが、確かに一部対象実施区域の中に沢が入っているところがあります。実際にその沢や水辺を直接改変する計画にはなっていないところまでは事実でございます。なおかつその沈砂池等から濁水の流入も基本的にはないだろうという計画になっております。そのうえで、水域というのは重要ではないということではなくて、やはり生態系として何らかの評価をしなければならないというところで、上位性及び典型性は何に注目すればいいかという観点で、今伊藤委員がおっしゃっていただいたとおり、全てを網羅することはなかなか手法としても難しいというところがございます。今回は陸域の種に対

してフォーカスをあてて対応させていただいたところでございます。そのうえで、実際に水域の評価をしようとする、水域における生態系の頂点は何なのかという確認が必要になってくるところがございますので、現段階は水域を改変する計画になっていないので、そのような分析はできないのが現実でございます。そのうえで、食物連鎖図に関しても水域に関して見直しということであれば、実際にどこまでできるかということはこの場では明言できないのですけれども、食物連鎖図に関して再度検討させていただくように対応を図らせていただければと思います。

[伊藤絹子委員]

今おっしゃっていた生態系の頂点が何かとか、そういうことは問題ではなくて、水域から始まる食物連鎖はありますので、陸域の例えば鳥類とか。枯葉が流入して、それを餌にした水生昆虫がいて、それを食べる魚がいて、その魚を食べるカワセミなど鳥類がいるという食物連鎖が十分考えられますので、そういった範囲を考慮したものにしていただきたいということで申し上げます。小さな河川には何もいないことも書かれているのですけれども、そんなこともないです。その辺はもう少し自然に対する見方というものを詳しく見ていただきたいという希望があります。お願いしたいと思いません。

[コンサル]

御指摘ありがとうございます。事業者回答につきまして、自然に対する理解が足りていないということで御指摘をいただきました。その点につきましては記載の言葉が足りていなかったということで、今後改めさせていただきたいと考えております。そのうえで、水域の食物連鎖図をどのように入れるか、これから考えます。

[伊藤絹子委員]

あまりこだわらなくて結構だと思います。文献とかそういう調査で出てくる種類を入れてこうですということで、あまり難しく考えなくていいと思います。

[コンサル]

承知しました。考えさせていただきます。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。もしなければ私の方からお聞きしたいと思います。先日現地調査どうもありがとうございました。まずは、事前質問 11 番の水環境になります。濁水の一部が土壌浸透しきれずに、近くの沢や河川へ流入する場所がいくつかあるということで、その際にどの程度の濁水が発生して、それが沈砂池を経由してどの位の水質になって、更に水域に行ったときにどのくらいの濃度になるのかということで SS の予測を示していただきました。資料No.1-5 の 48 と 49 ページにその詳細なデータを示していただいております。49 ページの方を見させていただいたのですが、表の 3 番ですけれども、先ほど大河原委員から降雨の条件ということで御指摘がありましたけれども、ここでは 3 つの降雨条件で計算されていて、沈砂池の後の排水でどのくらいの浮遊物質濃度になるのか、更にそれが濁水が流入した後どのくらいになるかということで示していただいております。まず 1 点お願いした

いのは、ここで沈砂池に流入する SS 濃度というのはどのぐらいで設定されたのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の椿が回答します。沈砂池から河川への流入の量ということですか。

[伊藤歩会長]

いいえ、沈砂池に入る濁水の SS 濃度はいくらで設定されたのかです。それが沈砂池を経由すると真ん中に示してある濃度になるということだと思います。

[コンサル]

資料 49 ページの表 3 でいうところの濁水流入前の浮遊物質質量になります。250、44、27 と書いているものになります。

[伊藤歩会長]

これは河川水の方の濃度ではないですか。

[コンサル]

はい、そうです。河川水の濃度です。沈砂池からの流入に関しては、すみません、この表には入っていません。表 2 に沈砂池流入流量と浮遊物質質量が書いてありますのでこちらの数値になります。

[伊藤歩会長]

こちらは排水口における濃度ではないでしょうか。これが表 3 に転記されているということではないでしょうか。

[コンサル]

失礼しました。今手元の資料で確認できませんので、確認させていただきます。

[伊藤歩会長]

恐らく表 3 の真ん中の排水の 500 とか高いところだと 1000 とかそれ以上の濃度でまず設定して、それがこのくらい減少するということだと思いますけれども、その時に排水の SS 濃度が割と高いという印象を受けていまして、それは河川に入った場合も濃度が隣の予測値になると思うのですが、もともと降雨の時で濃度が高い場所もあるので、やはりできれば沈砂池をせつかく設けるわけですから、その流出した水が河川に入っても、もともとその河川の水質を超えない、若しくは同じくらいのレベルになるような沈砂池の設定をぜひしていただきたいというのが私からの意見になります。いかがでしょうか。

[コンサル]

事業計画の中身に関しては事業者様に回答いただいた方が正確かと思いますが、アジア航測から回

答させていただきます。沈砂池の設置に関しましては、御指摘のとおりそのような環境基準等に影響がないように設計を進めていくようにいたします。それともう一つ、沈砂池は防災の観点というのも、もう一つメインの考え方になりますので、環境影響評価だけでなく、関連する法規制、許認可等がございますので、定められたあるいは指導された排水計画に基づいて防災にも環境にも配慮した計画にしていくように対応をさせていただきます。

[伊藤歩会長]

ぜひ防災だけを優先するのではなく、環境に対しても配慮した計画にさせていただきたいと思います。

[コンサル]

承知しました。

[伊藤歩会長]

そのうえで、先ほど伊藤絹子委員から水域の方を含めた食物連鎖図ということで、やはりこういった降雨時に限られてしまうのですけれども、水が沈砂池から出てきたものが近くの水域に流入する可能性があるということですので、念を押すような形になってしまうのですけれども、ぜひ食物連鎖図のところに水域の部分を加えていただきたいと思います。これはしていただけるということだったので大丈夫かなと思います。

他にいかがでしょうか。なければ私からもう1点確認させていただきたいのですけれども、今回準備書ということにはなりますが、最初の配慮書の段階で保安林や先ほどの緑の回廊のところは極力回避していただくようにということで知事意見の方で出させていただいております。それを踏まえた形で方法書を作成していただいているわけですが、方法書段階でもやはり保安林と緑の回廊の部分に6基風車が建つ計画になっています。その方法書のところでも配慮書を踏まえたうえでの意見ということで、極力影響を減らしていただいたうえで評価していただきたいと思いますという趣旨のものだったと思うのですが、残念ながら準備書の方では本来保全すべき場所に対して風車を建てる計画になっております。そういったことに関して事業者の方で保安林や緑の回廊といった場所の保全について、まずどのような考えをお持ちなのかということと、改めてお伺いしたいということと、それからそのうえで、他にも恐らく設置できるような場所があったのではないかと思います。あえてその場所に設置することをなぜ決めたのかその理由について改めてお伺いしたいと思います。こちらは稲庭ウインド合同会社さんの方から御説明をお願いしたいと思います。

[事業者]

稲庭ウインド合同会社の小金でございます。2点質問がありましたけれども、保全につきましてはアジア航測さんの方から説明します。

[伊藤歩会長]

事業者様からお願いします。

[事業者]

それでは、最初になぜこの緑の回廊に風車を6基設置するかについてですけれども。

[伊藤歩会長]

順番として、緑の回廊や保安林の保全に関して御自身がどのように考えているかお聞かせいただきたいのですが。

[事業者]

緑の回廊の保全につきましては、確かに風車を6基設置していきますけれども、保全という意味では鳥類の移動が出てきますけれども、鳥というものは木を伝って移動しますので、十分な風車の離隔距離を約150m以上、そういう空間を保持しております。それと6基建てるので、5基の部分は大体1kmあるのですけれども、北の方が約1km、南の方が約500m。

[伊藤歩会長]

大変申し訳ないのですが、風車の位置とかではなくて、まずは緑の回廊や保安林の保全に関して御社はどのようにお考えなのかということをお聞かせいただけませんかでしょうか。

[事業者]

保全につきましては、確かに改変が起きるのですが、それにつきまして環境への影響を極力低くするという事で検討して、改変する場所につきましても必要最低限の場所のみ改変していきます。確かに少し改変するのですが、それ以外のところは森林として保全していくと計画しております。

[伊藤歩会長]

その少しというのはどういう御認識でしょうか。

[事業者]

確かに作業ヤードにつきましては約2,000㎡、風車の基礎は約500㎡、大体2,500㎡につきましては改変をしていくのですけれども、作業ヤードにつきましては、現状では保安林内作業許可を取得してやっていく予定です。作業ヤードにつきましては現状復旧します。2年の期間がありますので、その期間に風車の据え付けが終わって、その後は現状復旧していく。だから2,000㎡については現状復旧する。500㎡の風車の基礎、鉄塔が建つ分とアクセス道路約幅4mについては残ることになります。

[伊藤歩会長]

そういった事業になるのは存じ上げているわけですが、緑の回廊とか保安林に関してそういったことで十分保全ができるのかどうかというのはいかがでしょうか。

[事業者]

はい。十分に保全をして、当然鳥もいるわけですので、その辺につきましては調査を十分にやって、その調査につきましては準備書に反映しております。その後の事後調査につきましても、鳥の調査を

やっていって、鳥に対して本当に影響が出ていないかどうかにつきまして調査をしていく状況です。

[伊藤歩会長]

先ほどと同じような話になってしまっているのですが、では2つ目のところで、なぜそのような場所に建設しなければならないのかということをご教壇いただけますか。

[事業者]

稲庭ウインド合同会社の小金でございます。なぜここに設置するかにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたけれど、設置前に森林整備課の方に行きまして確認しました。その時に法令等では規制するものではないので、特に許認可は必要ありません、ただ緑の回廊ということで極力避けていただきたいということは確かに説明を受けております。ただこの民有林の緑の回廊を設定した経緯につきまして地権者様の同意のうえでやっているものですから、地権者様の方に問い合わせをしました。その結果、地権者様の方からは県の方から緑の回廊を設定しても、その地権者様というのは大清水共有山合同会社ですけれども、彼らが行う木を伐採、植林して搬出するという事業を行っているのですけれども、そういう彼らがやっている事業には一切支障は出ないということで合意したということを知っております。したがって、地権者様の方も風力発電をぜひやってもらいたいということがありました。それと先ほど言いました地域の活性化があります。あと二戸市さんからも当然地域の活性化を望んでおられるということで、風車を建てていくということになります。当然先ほども言いましたけれども、緑の回廊ですので環境への影響を極力低くして、あと事後調査をやって建てていくことになっています。そういう状況です。

[伊藤歩会長]

他の場所は考えられなかったのでしょうか。

[事業者]

他の場所も当然検討いたしました。ところが緑の回廊のところというのは、この地域の尾根になっていて、少し離れると地形的に落ち込みいい風が受けられない場所になります。そういうことで緑の回廊しかないということになりました。それと32基設置してやると風力発電事業として経済性が維持できるものですからここで6基建てられなくなるということは事業としてやっていけなくなるという事情もあります。緑の回廊の風車を6基建てるところは風が非常に良い場所となっております。そういうことでここに設置することになりました。

[伊藤歩会長]

分かりました。それと事前質問で38ページになりますけれども、森林保全課さんからは緑の回廊だけではなくて、保安林も同じ場所に位置していたと思うのですが、そちらの方は「施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること」という御意見をいただいているようですけれども、こちらはいかがでしょうか。この辺りは確認されているのでしょうか。

[事業者]

稲庭ウインド合同会社の小金でございます。先ほど少し説明しましたけれども、保安林につきましても保安林内の作業許可について、二戸振興局になるのですが、そちらと相談して保安林の作業許可でやっていけるということを確認していて、今後許認可を申請して許可をもらう予定になっています。

[伊藤歩会長]

今日は、森林保全課さんはいらっしゃっていないのでしょうか。

[事務局]

はい。

[伊藤歩会長]

分かりました。お話は伺いました。ありがとうございます。

[永幡委員]

今のところでよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい。関連してございましたらお願いします。

[永幡委員]

先ほど地権者の方の話が出てきたのですけれども、緑の回廊を設定することによって、地権者のする事業である森林の伐採植林に対して何も影響がないというお話をされた後にそのまま風車を建てたいという話が出てきたのですけれども、その間のロジックの繋がりが全く見えないのですけれども、どういうロジックですか。

[事業者]

稲庭ウインド合同会社の小金でございます。最初緑の回廊を設定する時に、地権者様に県の方から同意を求めに行かれたと聞いています。大分前の話になるのですが、30年前、20年前、具体的な年は私も覚えていないのですけれども、その時に地権者様の方に県の方から言われたのは、緑の回廊を設置しても何ら支障は出ませんと、要は森林所有者が行っている仕事に対して何ら影響は出ませんということを知って同意したということを知っています。そういうことがありますので、もちろん地権者に土地をお借りして私たちは風車を建てることになりますので、事前に土地の所有者様とも十分話をして賃貸借契約書を取り交わして建てていくということになりますので、もちろん建てる時には特に許認可は必要ありませんというようなこともありますので、やってきたということです。それと地域の活性化もありますので、土地の所有者というのは非常に建設について前向きな考え方で、ぜひやっていただきたいということを言っております。

[永幡委員]

地域の活性化とかその話は多分関係ないような気がしていて、おそらく県の方で今やっている仕事に全く関係ないと言ったときに、そこに風車を建てるというのが含まれているか含まれていないかというのは、たぶん大きな論点になってくるのではないかと考えられます。そこで少なくとも県の人たちが緑の回廊を設定するに当たって言っていたことは、彼らの直にやっている仕事を指しているのは間違いないと思うのですが、それ以外に彼らは何でもやってもいいということを指しているかどうかということは確認が必要で、例えば、もしそうでなければ彼らが森を管理するのが面倒だから全部刈ってしまうということが許されるかという話と多分繋がってくるのですね。それは多分許されないですね。そういうことを考えた時に、ではどこまで認められていて、どこまで認められていないのか、恐らくその当初の段階では風車を建てるということはどちらにも想定がなかったと思うので、そこについて詰めた話というのはしていないのではないかと思います。そこを勝手にロジックを変えて何でもやってもいいとしてしまうことはできるのでしょうか。

[事業者]

土地所有者は当然最初の段階から風力発電事業をやっていきますということで説明しています。

[永幡委員]

いいえ、緑の回廊を設定した段階の時にどうだったかという話をしているのです。要するに、県の方が指定をするに当たって何も影響がありませんと言ったときに、そこに何が含まれていたかということが一番大事な話で、そこに含まれていないものを勝手に部外者が乗り込んで、いややっていいのだということができるとかという話です。

[事業者]

部外者というのは私たちのことを指していると思うのですが、私たちも地権者様の方に確認しております。それで地権者様の方が言われるには、彼らの仕事プラス将来何をやっていくか分かりませんので、全て将来に渡って支障はありませんということを県から聞いているということで、そのように地権者様に聞いています。

[永幡委員]

本日は、森林担当課の方がいらっしゃらないということで、そこは県の方で確認していただきたいのですが、具体的にどういう言い方で何が含まれて何が含まれていないのか確認してください。もし、確かに何でもオッケーですみたいなことを言っていて、そうであるならば今のロジックで話は通じますけれども、そうでないのであれば完全にロジックは破綻しています。

[事業者]

地権者の方と8月17日に森林整備課にお伺いして話はしています。

[伊藤歩会長]

そうすると森林整備課さんの方のコメントというのはどういう意味になるのでしょうか。その辺り

確認していただければと思います。

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[前田委員]

今の件ですが、緑の回廊に指定するに当たって、土地所有者にはしていいこととできないことが当然あるはずですが、できないことが何もないのであれば指定の意味はないですから、当初の緑の回廊の目的に反するようなことはもちろんできませんとなっているのは調べるまでもなく当然だと思います。それに風車が入るかといえば、常識的に考えても入ると思いますので、土地の所有者がいくら自分の土地だから風車はいいと言っても、そんな約束にはなっていないと突っぱねればいいと思います。今のお話を聞いていると、土地所有者の方にばかり目が向いていて、この緑の回廊と保安林という社会的な機能を持ったものに対して何ら目を向けていない。それがどういう意味でそこにあつて、どういう役割を果たしているのか、それについて全く責任を持たないで計画されているような印象を受けました。それであるからこういうふうな計画になっていると思います。

それで今回事業者が準備した資料No.1-5の資料ですけれども、緑の回廊に風車を建ててもいいという理由付けのようなものが58ページに出ておまして、これを読んで非常に問題が多いと思いました。問題が多すぎて指摘するのも大変な状況ですが、手短かに言いますと、まずは、鳥についての評価でして、鳥以外については全く何もされていない。緑の回廊は鳥のためだけではなく、いろいろな生き物について見ていかなければいけない。鳥だけを取り出していいというのはまずそこから違います。それから鳥の調査について、テリトリーマッピング調査をした結果を使って話をしていますけれども、このテリトリーマッピングというのはまず繁殖期しか使えない方法です。つまり、それ以外の評価を全くこれではできないものです。それからこれは主に繁殖する鳥の密度を出す調査です。それなのに、この結果を比較したのが準備書573ページに結果として出されていて、改変地域とその周辺で鳥の記録種数に大差がないから大丈夫であるという論理なのですが、これは種数を出す調査ではありません。仮に種数に大差がないとしても密度がどうなのか、そういう細かい比較が全くできていない。それから種数が同じくらいだったから移動に支障がないという話になっているのですが、非常に話が飛躍していて、なぜそのようなことが言えるのか全く分かりません。更に渡り鳥調査ですが、これもかなり主観的でして、渡り鳥が予定地上空を頻繁に飛翔している状況ではありませんでしたから大丈夫ですということですが、頻繁に飛翔しているということはどういう状態を指すかはつきりしませんので、自分たちの調査結果は頻繁ではないと勝手に言っているに過ぎないものです。更に衝突確率まで出してきて、衝突確率は少ないという設定になっています。先ほど自らこの数値には不確実性があると言っていたにも関わらず、都合のいいところではそれを使っているということです。次の希少猛禽類調査についても、同様に頻繁に飛翔している状況ではありませんでした。ここでも衝突確率は少ないと同じようなことを言っています。とにかくいろいろと調査、評価についてかなりめちゃくちゃなものでありますし、それから緑の回廊というのは、その効果というのはこのように少し調査したら測れるものではなく、移動に使われているかなどはかなり分かりにくい部分があつて、実際に測定するのは困難です。それでも緑の回廊に設置してこれを確保することでその部分では移動をできているだろうという期待に基づいて設置されているわけです。ですからそこが本当に機能しているか、あるいは緑の回廊でないところでも移動しているからいいのではないかという論理を出して、風車を建てても問題ないという結論に持っていくのは到底認められないということになります。したがって、緑の

回廊に計画している風車は全て建てられないと考えるのが当然です。

[伊藤歩会長]

事業者さんから何かございますか。

[コンサル]

稲庭ウインド合同会社様に代わりましてアジア航測の椿から回答します。今御指摘いただきました緑の回廊につきまして、我々としては方法書審査で緑の回廊についての調査方法を御指摘いただきまして、その方法に基づいて調査をさせていただきました。そのうえでその解析方法につきましても、有識者の先生に話を伺ってこの分析方法でいだろうと御指示をいただき、それに基づいて行っております。そのうえで、確かに今回提出した資料につきましては鳥がメインのテーマと考えておりましたので、鳥について書いてございますけれども、鳥以外の動物につきましては、地上を歩いているのがほとんどですので、風車が建ったことによって移動が阻害されるあるいは分断されるといったことは通常起こり得ないと考えております。また、別の資料で言及されておりますけれども、分断とは何かという確認ポイントがありまして、例えば、大規模な擁壁あるいは法面といったものが分断になるということが、本日県から御提示いただいている資料にその旨書いてあります。それともう一つ、本日御提示いただいている資料のNo.1-6 参考4です。今回は民有林緑の回廊ですが、県から国有林の指針というものが出されております。国有林については「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設定等に係る手続について」ということで林野庁から出されています。こちらの3(1)の計画段階における手続というところで、事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かることに関する問合せ及び相談を受けた場合には、事業者に対して当該対象事業については、緑の回廊の区域内への施設の設定等を排除するものではないことを説明することということが記載されております。そういうことも踏まえてこれまで事業者含めて対応してきたということでございます。そのうえで確かに御指摘のとおり、それぞれ解析方法については、我々としては現状取り得るデータにより分析をさせていただきました。この分析結果について、それぞれ見る観点は違いますので、それぞれ見解の相違は出るだろうと考えています。そのうえで、現地調査の結果から、例えば鳥自身が渡っていけるような森は残りますし、渡り鳥及び希少猛禽類についても移動が全くできない、分断されるようなものではないという結論は出ておりますので、今回こちらの緑の回廊の機能そのものが風車の設置によって損なわれるものではないということで考えております。

[前田委員]

今のお話を聞いていますと、恐らく分断の考え方について100%全く移動できなくなるという状態を分断と言っておられるように思います。つまり少しでも通る隙間があればそこを使うからいいだろうという考えです。そういうものではなく、分断が100%でなくても50%でもそういう障害が起きれば生き物全体にとってこれだけの移動阻害になっているいろいろなところに波及していきます。つまりほんの一部でも通ればいいのではないかという身勝手な考えで計画されているというのは非常に残念なことだと思います。保護地域というのはそういうものではありませんので、もっと趣旨を捉えて自分本位の評価をしないようにお願いします。

[コンサル]

先ほどの繰り返しになりますけれども、参考資料の4に書いてございますとおり、最初の事業計画段階の説明で緑の回廊内の風車の設置は排除するものではないということが書かれていることを踏まえて、風力発電自体はそれが理由によって妨げられるものではないと理解しております。それと同じ資料の94ページ別紙1に書いてありますが、ここに緑の回廊内に再生可能エネルギーを設置する時の確認ポイントというものがございます。その中の一番下になりますけれども、移動経路の分断の防止という項目がございまして、こちらの方には構造物、擁壁、側溝等というのが書いてありますけれども、これによって移動の障害を防ぐための措置がとられていることと書いてあります。今回緑の回廊において確かに風力発電機を設置します。そのうえで、よじ登れなくなる擁壁や入ったら出られなくなる深い側溝を設置するということはありませんので、この確認ポイントに照らし合わせた時には、移動経路の分断の防止はできているという評価であります。

[前田委員]

非常に乱暴な論理でいいことにしてしまう悪い典型だと思います。きちんとそういうことは科学的に調べてそのことを証明してもらわなければとても社会的に納得されるものではない。一般的に難しいからこそ、そういったものがあれば一定の証明になるという理解で捉えているものですから、そのような形で問題ないと。構造物が書かれているものと照らし合わせるくらいで判断するというのは全く受け入れられないものだと思います。

[コンサル]

それぞれ見解の相違はあるかと思えます。しかしながら民有林緑の回廊ですので、国有林緑の回廊の資料がそのまま適用されるかという議論が起こるかと思えますが、林野庁として出している文書に書かれている事項でございますので、それに基づいて林野庁でやられていることですから、それなりに当然知見を踏まえて確認ポイントということで載せていただいていることと理解しております。先ほどの科学的というところにつきましても、民有林緑の回廊につきましても擁壁、側溝といったものを設置する予定はございませんので、生物の移動が障害されることにはならないという評価になります。

[前田委員]

繰り返しになりますが、いくらそちらがそういう理解でいても世の中一般がそのように捉えていませんので、独りよがりの判断ということになります。そういうものに基づいて県民あるいは国民のものである緑の回廊を傷つけるという行為をするのは非常に問題ですので、これは社会問題として啓発されてもいいというくらいの行為になりますので、その点は覚えていただきたいと思えます。

[コンサル]

御指摘ありがとうございます。我々としても当然社会の一員としてその配慮というものを考えていきたいと考えてございますし、社会ということに関して言いますと、この林野庁から出されている基準を守るというのが我々社会的な一員としての企業としての役割と考えてございます。そのうえで、この事業におきまして、先ほど地権者様の御意見はということもおっしゃられましたけれども、やは

り地権者様の御意向を当然背負っております。そこはきちんと踏まえて考えていく必要があると考えています。その社会といったものは何かといったところは、それは例えば世間でどれだけの声が稲庭ウインド合同会社様に寄せられるか、今後そのような声がかもし寄せられた場合には検討の方を進めさせていただきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。私から関連してですが、今回この場所以外の緑の回廊もおそらく同じように風の良い場所になっている可能性があるのですが、そういったところにどんどん風車が建っていくと、今回の一つの例で言えば影響はそんなに大きくないのかもしれないのですが、県全体で考えていった時にそういうことが本当にいいのかというのは我々が疑問に思うことではないかと思っております。ですからその辺りを十分考慮して進めていただきたいと思います。今話を聞いて感じました。

[永幡委員]

岩手県に一点確認したいと思うのですが、今日の資料No.1-6 参考1として付けている岩手県民有林緑の回廊の設定方針というのは、これに従って民間の方と交渉しているということの証拠として付けているという理解でいいですか。

[事務局]

担当課の森林整備課に確認したところ、この設定方針に基づいて交渉をして緑の回廊の設定を進めたということです。

[永幡委員]

ここに書かれていることは、地権者さんにもきちんと伝わっているという理解で正しいですか。

[事務局]

はっきりとは分かりませんが、これを前提に進めておりますので、恐らくこの内容から外れた交渉はしていないかと思われます。

[永幡委員]

もしそうだとすると、これは極めて重要なことが書いてあって、67 ページ4 番5 番ですが、緑の回廊の中で何ができるか、何をすべきでないかということがきちんと書かれていて、伐採はできるけれどもきちんと時期を考えたり、面積を最小限にしないとか、更新や保育についてもこうしないということが書かれている。多分ここが先ほどの地権者さんが県から指導されたと言われている地権者が普段している仕事には全く問題ないということに該当すると考えられます。その次に土地の利用及び開発に当たっての配慮ということが別個で項目が立てられるので、開発というのは多分普段やっている仕事には含まれないと読まれるべきだと思います。そのように読むと、森林の開発に当たっては特別な場合を除き、この特別の場合が何を指すのかこの文書を読んだだけでは分かりませんが、極力これを回避するように関係者の理解を求めることも伝わっているはずだと思います。そうすると今回の場合は特別の場合に当たるかどうかという議論は残りますけれども、極力これを回避することが回廊を

設定した段階で地権者に伝わっている内容と考えることが自然と考えます。一方で地権者の方が入れ替わっているかもしれないのでどこまで正しく伝わっているか分かりませんが、少なくとも元の段階ではそのように民有林緑の回廊として設定されていて、それに基づいて話を進めましょうというのが読み方としては正しいのではないのでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。地権者さんとの関係については稲庭ウインド合同会社さんに補足していただきたいのですが、この設定方針の文書や説明というのは、私も今回資料を初めて見まして、地権者さんは人によるかもしれませんが、恐らくこの文書の存在について御存知ない可能性が高いかなということが私の見解です。そのうえで、御指摘いただいたとおり、確かに資料 67 ページ一番下の特別の場合を除き極力これを回避するよう関係者への理解を求めるとなっていますので、関係者の理解を求め、その先については議論の余地があると読めるかなと思っています。地権者さんに伝わっていないという前提で、資料 67 ページの一番上の設定方法についてですが、当初の設定方法なので、今回適用されるかということはありませんが、民有林でありあくまで私有地ですので、民間の方の協力があつて設定されたということでもあります。設定に当たっては国、県、市、森林組合などが十分な連携を図り森林所有者や権利関係者などの同意を得るなど合意形成があつて設定したものということですので、特別な場合を除き極力これを回避するということは御指摘のとおりだと思います。民間の地権者の協力があつて設定されておりますので、この文書が地権者に伝わっていないのではないかと思います。そこを踏まえて今後岩手県が対応をどうされるかということとは協議をしていきたいと思っています。

[伊藤歩会長]

事務局はいかがでしょうか。

[事務局]

地権者の方に設定方針がそのまま伝わっているかは分かりませんが、少なくとも県の担当者はこの設定方針を元に交渉を進められているかと思いますので、この内容から外れたことを説明することはないと考えられます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。久保田委員お願いします。

[久保田委員]

保安林作業行為の許可申請を取るということをおっしゃっていたので、それに関しての意見です。県から保安林作業行為許可書を取ると思いますが、その許可というのは行政の縦割りと言いますか、保安林が求める機能を損なわなければ許可が下りてしまうということで、環境アセスメントとはあまりリンクしていないところになるので、そこで申請の許可が下りる可能性があるからといって、そこに風車を建てていいということにはならないと思います。あと、緑の回廊というのは非常に重要な場所として設置されたものですので、やはり環境アセスメントの側面から言えば、ここに建てて良いと

するのであれば、環境アセスメントをする意味がないようなそのぐらいの場所だと私は考えています。だから風車を妨げるものではないと言われているからといってここはいいという考えは避けていただきたいと思います。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。御指摘ありがとうございます。先ほどの資料No.1-6の参考4に戻りますが、繰り返しになりますけれども、こちらの文書は国有林ですので民有林はどう考えるかということがありますが、その中で先ほど環境影響評価をやる意味がないと御指摘いただきましたけれども、実際、方法書段階、調査段階、準備書段階の手續ということで規定されておりますので、最低限緑の回廊において再生可能エネルギー施設を設置する場合に配慮が必要であります。その配慮をするために環境影響評価の手續をさせていただいているとのことですので、そこにつきましては、審査委員の先生、有識者の先生等の御指導をいただきながら、より良い事業計画とすることが環境影響評価の目的ですので、その事業計画実現のために今後対応をさせていただきたいと考えております。同じ資料の93ページ4番その他留意事項というところに書いてございます。この(1)に既に環境調査を実施している場合の取扱いということで、この文書が出た時点で、既に緑の回廊において先行して環境影響評価手續が進んでいる場合についてここで規定しております。それにつきましても、それぞれ評価項目を踏まえて、事業実施段階において事業者に必要な環境保全措置等を求めるなど、従前どおり、個別に整合を図りながら進めてくださいといったことがあります。あと(2)ですが、事業実施後の対応等々ということで規定されておりますので、我々としては、今回民有林ですのでこちらをどこまで参考にするのかという議論は残るのですが、一つの考え方の整理をさせていただいているものと考えております。もちろん我々も民有林緑の回廊は決して重要ではないとは一言も言っておりませんし、そこに対して今後調査や環境保全措置は当然取らなければならないと思います。先ほど伊藤会長から事例ができるかと岩手県内ではどうなのだとありましたけれども、確かにその御懸念はあると思います。一つ事例ができると思います。では事例がないから一切やらないということは例えば国立公園の特別地域とかであればそうだと思うのです。例えば民有林緑の回廊においてどのような影響が出るかということは、我々も正直なところ風車が建っていないですし、未来を予測する方法は現状ではアセスメントで定められた方法しかないのです、それに基づいて事業者が精一杯調査をやって今評価を行っていますので、今後も引き続き環境影響評価の取組は図らせていただきたいと考えています。

[久保田委員]

民有林と国有林といっても緑の回廊が設定されているところでは全く差がないので、国有林を避けた理由が緑の回廊を守るという観点からだったとするのであれば、民有林も同じく避けていただきたいし、ここに風車を建てるような事例を作りたくないとは私は考えていますので、よろしく願います。

[コンサル]

確かに以前の古い方法書ですとか配慮書段階では国有林緑の回廊も対象事業実施区域及び事業実施想定区域に含めて計画しておりました。国有林につきましては確かに御指摘のとおり、ちょうど二戸市と八幡平市の市の境の尾根に大溪谷が並んでいるというところと植生自然度が9と高い植生が見つかったというところ、そういった環境面での厳しさがあるので、現実的にここの設置は少し難し

かろうということで、国有林緑の回廊と民有林緑の回廊の境の尾根沿いの配置は取り止めたという経緯があります。あともう一つ、これは現実的な話になるのですが、尾根まで風車を持っていくのが 施工上道路が相当長い距離になりますので、道路が長くなればそれだけ改変面積が増えますので、施工の難しさと環境面の配慮から国有林は取り止めたというところではあります。一方で今回の民有林緑の回廊は比較的と言っては何ですが、牧場に隣接しているところでしたので、環境配慮しながら対応を取らせていただければと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。私からですが、最初の御回答のところはまだ知見がないというお話でしたけれども、可能な限り安全側で考えていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

[事業者]

お忙しい中貴重な御意見をありがとうございます。インベナジーの代表をしています天野と申します。今日は貴重な意見をいただきましたので、できるだけそれに沿った方向でやっていきたいと思いますが、一点、先ほど民有地の地権者さんということで特段の理由ということはあるのですが、我々のサイトは8つの牧野組合さんの協力を得てもう7年くらいやっているのですが、皆さんいろいろな事情をお持ちの中で絶大な支援をいただいております。特に大清水さんにつきましては共有地ですから一切事業ができない、県はそこに道路を通したかったのですが、それができないというところで、私ども大清水さんと一緒に5年の歳月をかけて、千人くらいの見込み相続者を追いかけるということをやって今日に至っています。その間、大清水さんの経済的負担も随分かかっていまして、大清水さんは将来の世代に継がせたいということやられまして、私どももそういう熱意をいただいて何とかやってくれという強い御希望をいただいております。このようなことを御判定いただく場合は御考慮いただければと思います。

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございます。ですが、再生エネルギーのことを反対するとか、地域の活性化を阻害するとかということは我々一切考えていなくて、環境保全の観点から意見を申し上げているということを重ねて御理解いただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[大河原委員]

実際緑の回廊に風車を建てられたというようなことはあるのでしょうか。

[久保田委員]

緑の回廊に建てられた事例は私も知らないのですが、緑の回廊に建てようとした環境アセスの資料は他にもあります。実際建ったかは分かりません。

[大河原委員]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

他によろしいでしょうか。

[永幡委員]

資料No.1-3の22ページ19番と準備書の1134ページから何ページかに渡ってですが、「市民が親しんで汲みにいっている清水です。ヒアリングでは、1名のみ行っていました。対象事業実施区域内に入っていることで懸念の声はなかったのでしょうか？湧水に影響、水質に変化が生じることはないのでしょうか？心配しています。ヒアリングが少なすぎます。」という話で1136ページを見ると3日間行ったことになっているのですが、どのくらいの時間ヒアリングをしているかが全く書かれていない。結局のところ、この人と自然との触れ合いの活動の場について十分な調査が行われているのかという論点だと思います。そのような目でもう1回読み直してみると結構問題が多くて、例えば1138ページのヒアリング対象者の一番上のところの2つ目の「5月中旬から5月末の土日に山菜取りに来る人が多くなり、登山道周辺に20～30台程度車が並ぶことがある」とか、あるいは次の2つ目の「月に1回程度の頻度で利用。春と秋の利用が多い。夏は暑さもあり来ない。時間帯は日中のみである。」と書かれていて、それを讀んだうえで1136ページに戻ると、調査時期は夏です。暦の上では立秋は超えているかもしれませんが、現実的に9月も今はかなり暑いですから秋というよりは夏です。そのため本来人が使うべき時期に調査されていなく、結果として、例えば音の問題であればどのような静穏性が求められているかということすら分かっていない状況で調査されているので、結果的にこの環境基準などを出しつつ議論するという目も当てられない状況になっていると評価せざるを得ないと考えられます。人と自然との触れ合いの場に関しては、少なくとも人がよく来ると言われている時期に改めて調査したうえで、どのような使われ方をされていて、それに対して、例えば音であるならば静穏性が十分であるかという議論をしないとこれは何のための評価であるのか、評価のための評価にしかなくなっていないと言わざるを得ないと思われまますので、ここは書き直していただきたいと思っています。

[伊藤歩会長]

事業者さんいかがでしょうか。

[コンサル]

アジア航測の椿でございます。人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、方法書で規定したとおり調査を実施しております。そのうえで調査の日程については確かに夏ないし9月の秋に行っておりますので、例えば春はどうなのだとおっしゃれば、確かにそれは調査できていませんので、その議論は残るかと思っておりますが、人と自然との触れ合いの活動の場の環境アセスメントの調査内容としては満たされていると考えております。ただし調査につきまして不足があるという御指摘があるようでしたら、今後対応していきたいと思っております。

[永幡委員]

不足があると指摘しておりますので、対応していただければと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[久保田委員]

よろしいでしょうか。先ほどの大河原委員からの御質問ですが、2021年の貸付マニュアルが出た時点では緑の回廊に風車や太陽光発電といった再生可能エネルギーの設備は設置された例がないことは間違いないです。それ以降は分かりません。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。もしなければ希少種に移りたいと思います。希少種に関して御質問、御意見はありませんか。

[前田委員]

非公開の部分でよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

それでは一旦会議を非公開としますので、傍聴人の方がいらっしゃいましたら一時退席をお願いします。事務局は誘導をお願いします。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導しました。引き続き非公開部分の審議を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、これまで緑の回廊、保安林、猛禽類、人と自然との触れ合いの活動の場、食物連鎖、降雨、水質など様々な意見をいただきました。これらの意見を審査会の意見とさせていただきます。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件準備書に関する知事意見の作成をお願いします。

それでは以上で本日の審議を終了といたします。事業者の方はお疲れ様でした。進行は事務局にお返しいたします。

[事務局]

議事進行ありがとうございました。事業者さんもお疲れ様でございました。議事は以上になりますので、事業者さんは退席をお願いいたします。委員の皆様はその他の事項がありますが、一旦休憩に入ります。16時15分頃再開いたしますのでよろしくをお願いします。

5 その他

[事務局]

それでは、再開させていただきます。3のその他について、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.2-1により、環境共生型の再エネ導入に向けた課題の整理について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ないようですので、次に進みます。

[事務局]

(資料No.2-2により、「洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会報告書」の概要について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。永幡委員お願いします。

[永幡委員]

何点かあります。この久慈沖に予定がされているようですが、これが促進区域になった場合は、ここに一つの業者だけが作ることになるのですか。それとも、いくつかの業者が作るのか。要するに、アセスの回数が複数回になってくるのか、それとも一発どかんとやってしまうのか、そこを教えてください。

[事務局]

今想定されるのは一発どかんだと思います。かなり大きい規模になりますが。

[永幡委員]

あとは、今岩手県だどこだけ挙がっていますけれども、他にさらに追加される可能性というのはかなりあり得るものなのでしょうか。

[事務局]

ほぼないと思います。この地域が、事業性から見て地域的な特徴が一番風力に合っているということと来ていますから、ここかと思います。洋野ですね。久慈の県北側に洋野町がありますけども、そこが連動した体系になりますが、そこになるかと思います。

[永幡委員]

洋野だと今、地上の方でも動いていますよね。そうすると両方に囲まれてしまうような場所ができるという理解でよろしいですか。

[事務局]

はい、それもあり得ます。ただ、今先行しているのは久慈市沖で、3年間環境省のプロジェクトで準備区域の前段階の協議をやっていますので、岩手の場合はまずはここが有望かなと思います。

[永幡委員]

最後の質問ですけれども、洋上の方に進んでいくことで陸上の方は本当に減っていくのですか。今よりはアセスの回数は減っていくのでしょうか。

[事務局]

それは必ずしもリンクしないと思います。やはり基本的に言えば、再エネ目標からすると、多分この久慈沖に想定通りに入れば、先ほどの事業の10本分ぐらいは稼げますので、県の脱炭素目標を容易に達成されるレベルだと思うのですけれども、そこに参入するには相当のコストと時間がかかりますので、今足元で脱炭素目標を達成しようとしている事業者さんがまず頼るのがやはり大型の陸上風力だと思います。陸上の適地の誘導をしっかりとやらないと、自動的にここで洋上風力ができるということはもとより、適地の誘導をするためには、しっかりネガティブなゾーニングを何らかの形で行っていかないと、厳しくなるのかなと考えています。そういうことで、先ほどの一本目の話に繋がっていくかなというところです。

[永幡委員]

分かりました。ありがとうございます。

[事務局]

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後にアセス手続の実施状況について御報告させていただきます。

[事務局]

(資料No.2-3により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了いたします。長時間ありがとうございました。